

2019年9月20日

各位



台風15号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風15号に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、災害救助法が適用された地域にて被災されたお客さまよりお申し出があった際に、
下記のとおり特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者 当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

【災害救助法が適用された市町村】

千葉県：

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、
成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、
袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大
網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、
山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生
郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

【隣接する地域】

茨城県：潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町、

千葉県：千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長 ※1

2019年8月、9月、10月および11月料金計算分の支払期日を各々1か月間延長し
ます。(8月分については、支払期日が災害救助法の適用日(9月9日)以降となる地域
にお住まいの方が対象となります。)

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月から6か月間に限り、被災時から引き続き全く
電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 工事費負担金の免除 ※2

被災されたお客さまが、被災時と同じ契約内容で2020年3月末日までに電気の
使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

(4) 臨時工事費の免除 ※2

被災されたお客さまが、2020年3月末日までに再建等のために臨時の電気の使用
を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から 2020 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(6) 諸工料の免除 ※2

被災されたお客さまが、2020 年 3 月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給

するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込方法

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号
電話 03-6758-6311 受付時間：9：00～17：30